

# 令和7年度 会費賦課徵収方法

南砺市商工会

定款第12条第2項による本会の令和7年度会費賦課徵収方法は、次のとおりとする。

## 1. 賦課基準

### ■一般会費

#### ①個人

等級	賦課額	従業員数
1	8,000円	なし
2	10,000円	1名
3	12,000円	2~3名
4	15,000円	4~9名
5	20,000円	10名以上

#### ②法人（平均割+資本金割+従業員割）

平均割	資本金割		従業員割	
	資本金	賦課額	従業員数	賦課額
5,000円	300万円以下	8,000円	0~5名	4,000円
	1,000万円以下	10,000円	6~9名	6,000円
	3,000万円以下	15,000円	10~19名	10,000円
	5,000万円以下	20,000円	20~49名	20,000円
	1億円以下	30,000円	50~99名	30,000円

### 【付帯事項】

- 1) 従業員数は、毎年4月1日現在の雇用保険被保険者数とする。
- 2) 市外資本、グループ企業、非商工業者等は、別途調整を行うことができる。

## ■特別会費

役員等特別会費は、一般会費と別に下記により賦課します。

役 職	賦課額
会 長	100,000 円
副 会 長	50,000 円
理事・監事	30,000 円
特 別 会 員	100,000 円

## 2. 徴収方法

- (1) 一般会費及び役員会費の徴収は原則、金融機関による自動振替とする。
- (2) 会費の徴収は原則年1回とし、口座振替日は令和7年8月4日とする。

## 3. 加入金

定款第10条第5項による令和7年度の会員加入金を下記の通りとし、加入時に納入するものとする。

区 分	賦課金額
個 人	5,000 円
法 人	10,000 円